

保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について（1部抜粋）

第2

3 保育士の任命又は雇用に関する施策

（1）データベースの整備及び特定登録取消者に関する情報の記録

- 国は、特定登録取消者の氏名及び特定登録取消者の登録の取消しの事由等に関する情報に係るデータベースを整備し、令和6年4月1日より運用を開始する（法第18条の20の4、附則第1条、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第372号））。
- 任命権者等が、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含め、データベースが適切かつ有効に管理及び活用されるよう、国は、都道府県の協力も得ながら、具体的な運用マニュアルの作成及び周知徹底等の必要な措置を講ずる。
- 都道府県は、当該都道府県において登録を行った者が特定登録取消者に該当するに至ったときは、「児童福祉法第18条の20の4第1項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項」⁸で規定する特定登録取消者に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする⁹（法第18条の20の4第2項）。この場合の「迅速に記録する」とは、保育士が児童生徒性暴力等を行ったことによりその登録を取り消した日の翌日又は保育士の登録を取り消した者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消した者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める休日を除く）までに行うべきものとする。
- データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積していくこととするが、記録情報の正確さを担保するためにも、各都道府県においては、文書管理規則等に則った上で、特定登録取消者の登録の取消しに関する行政文書の適切な保存期間等に留意する必要がある。
- 法第18条の20の4第2項に基づくデータベースへの記録の入力については、改正法の趣旨等を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより登録の取消処分となった者に関する情報についても、データベースに記録するものとする。

⁸ ○児童福祉法第18条の20の4第1項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める事項（令和6年こども家庭庁告示第6号）

1 保育士登録簿（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合にあっては、国家戦略特別区域限定保育士登録簿。第九号において同じ。）の氏名（平仮名で振り仮名を付するものとする。）

2 保育士（国家戦略特別区域法第12条の五第八項において準用する場合にあっては、国家戦略特別区域限定保育士。第5～8号において同じ。）の登録の取消しに係る根拠規定

- 3 行った児童生徒性暴力等が相当する教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法第57号）第2条第3項に掲げる行為の号番号
- 4 生年月日
- 5 保育士の登録番号
- 6 保育士の登録年月日
- 7 保育士の登録都道府県名
- 8 保育士の登録の取消年月日
- 9 氏名（登録を取り消した際の氏名が保育士登録簿のものと異なっていた場合に限る。）（振り仮名が確認できる場合は、片仮名で振り仮名を付するものとする。）
- 10 保育士登録証（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合にあっては、国家戦略特別区域限定保育士登録証）に記載されている旧姓

9 改正法（データベース関係規定を除く。）の施行後からデータベース関係規定の施行までの期間に、特定登録取消者となった者については、データベースが未構築であることから直ちにデータベースへの情報の記録はできないものの、法第18条の18に規定する保育士登録簿に特定登録取消者に該当する旨を記載するとともに、登録証の返納を確実に行わせること。登録証の返納を行わない者については、当該者の保育士登録番号を都道府県ホームページに掲載するなど、当該者が保育士と偽って保育に関する業務に従事することがないように適切な措置を講じること。

- 児童生徒性暴力等以外の理由で登録の取消しを行った者のうち、後から児童生徒性暴力等が判明した者（法第18条の20の2第1項第2号に該当）については、重ねて取消しを行うことはできないが、児童生徒性暴力等が判明した時点で、特定登録取消者に該当する旨などの内容を本人に文書で通知するとともに、データベースに掲載するものとする。
- 児童生徒性暴力等を行った者のうち、児童生徒性暴力等を行ったことによる登録の取消し（法第18条の19第1項第3号）の前に、禁錮以上の刑が確定したことにより、登録の取消しとなる（法第18条の19第1項第1号）ケースもあり得るが、その際、当該登録の取消しを受けた者が児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたかどうか等を正確に識別するため、例えば、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づく保管記録の閲覧請求を行うことが考えられる。なお、法第18条の19第1項第1号に該当する者のうち、児童生徒性暴力等を行った者の登録の取消しにあたっては、同号及び同項第3号に基づいて行うものとする。
- データベースに記録された情報は、機微な個人情報であることから、情報に触れる者は任命又は雇用の判断の権限を有する者に限定すること、当該権限を有する者のみがデータベースにアクセスするためのユーザーID・パスワードを付与されるものとし、付与された者は当該ユーザーID・パスワードを第三者に使用されないよう適切に管理すること、当該権限を有する者が権限を喪失した場合はユーザー情報を変更又は廃止すること、データベースを不正の目的により利用させないこと、検索結果等の情報は紛失・盗難・漏えい防止措置を講じること、使用用途の終了した情報は速やかに復元不可能な形で破棄することを実施することに加え、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）に例示された安全管理措置を適切に施すこと。

(2) 保育士を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等

- 保育士を任命又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする（法第18条の20の4第3項）。データベースの活用は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに限られ、目的外の用途に活用してはならない。
- データベースの活用にあたっては、機微な個人情報の適正な管理に加え、不正利用を防止する必要があることから、データベースを活用することができるのは、保育士を置くこと等が法令等により明らかであり、かつ、所管する自治体による指導監督権限が及ぶ__施設・事業所（別添4の表1及び表2）とする。
- データベースの活用は、公私立の別や、前職の有無、常勤・非常勤といった任用形態（任期の定めのない常勤職員・任期付職員・臨時的任用職員・再任用職員・会計年度任用職員等）フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、保育士を任命し、又は雇用しようとする場合に任命権者等に義務付けられているものであること。
- データベースの活用は、機微な個人情報に係る情報である特定登録取消者に該当するか否かの確認であり、その結果によって任命権者等の雇用の判断にも影響がある行為であることを踏まえ、任命権者等は、保育士を任命し、又は雇用しようとするとき、具体的には、採用内定予定者である保育士についてのみ行うこととする。

なお、任命権者等が本データベースを検索して採用内定予定者（特定登録取消者に該当しないことが確認されれば、採用内定者となる者のことを言う。以下、同じ。）の情報を確認するにあたっては、任命権者等からこども家庭庁への個人データまたは保有個人情報の提供が生じるが、当該提供は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法という」）第27条第1項第1号又は同法第69条第1項に定める「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意は必ずしも求められるものではないが、本データベースでの検索の結果に照らして採用しないとの判断をすることがあり得ることを踏まえ、任命権者等は、保育士の公募等の段階においてあらかじめ、保育士としての採用を希望するものに対して、採用内定前にデータベースの検索を行うことや、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があることを書面等により提示するとともに、特定登録取消者に該当する場合はあらかじめその旨を申告するよう求めることが望ましい。
- 採用内定予定者が特定登録取消者に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。その際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び職業安定法（昭和22年法律第141号）にのっとり、適正に情報を取り扱うこと。
- 特定登録取消者の任命又は雇用を行う場合は、児童生徒性暴力等が保育士の登録取消事由とされていることを踏まえ、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性

を確認するなど、慎重な判断が求められることに留意が必要である。

- なお、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録が取消しとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、任命又は雇用されようとするケースも考えられることから、新規学卒者でない者など保育士資格取得から一定期間が経っている場合には、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、旧姓や改名前の氏名が判明している場合には、両方でデータベースを検索するものとする。

- 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、常勤・非常勤といった任用形態（任期の定めのない常勤職員・任期付職員・臨時的任用職員・再任用職員・会計年度任用職員等）フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。